

訂 正 報 告 書

株式会社ナカノフドー建設

(E00105)

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第4項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和4年7月11日

【四半期会計期間】 第80期第3四半期(自 令和3年10月1日 至 令和3年12月31日)

【会社名】 株式会社ナカノフドー建設

【英訳名】 NAKANO CORPORATION

【代表者の役職氏名】 取締役社長 竹谷紀之

【本店の所在の場所】 東京都千代田区九段北四丁目2番28号

【電話番号】 03-3265-4661(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 前澤孝

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区九段北四丁目2番28号

【電話番号】 03-3265-4661(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 前澤孝

【縦覧に供する場所】 株式会社ナカノフドー建設 名古屋支社
(名古屋市中区丸の内三丁目20番3号)
株式会社ナカノフドー建設 大阪支社
(大阪市西区阿波座二丁目4番23号)
株式会社ナカノフドー建設 東関東支店
(千葉市中央区富士見二丁目15番1号)
株式会社ナカノフドー建設 北関東支店
(さいたま市浦和区岸町七丁目9番17号)
株式会社ナカノフドー建設 横浜支店
(横浜市中区相生町六丁目104番地)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、令和4年4月12日付「内部調査委員会の設置及び令和4年3月期決算発表の延期に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、当社の海外連結子会社タイナカノCO.,LTD.(当社出資比率49%)において、複数工事での原価の付替えによる不適切な会計処理が行われていたことが判明したため、外部有識者を中心メンバーとする内部調査委員会を設置して調査を進めておりました。

調査結果につきましては、令和4年6月27日付「内部調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にて公表しておりますが、当社は調査報告書の内容を踏まえ、過去に提出した有価証券報告書等に記載されている連結財務諸表及び四半期連結財務諸表に含まれる不適切な会計処理を訂正することといたしました。

これらの決算訂正により、当社が令和4年2月14日に提出いたしました第80期第3四半期(自 令和3年10月1日至 令和3年12月31日)に係る四半期報告書の一部を訂正する必要が生じたので、金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき、四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

なお、訂正後の四半期連結財務諸表については、和泉監査法人の四半期レビューを受けており、その四半期レビュー報告書を添付しております。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移

第2 事業の状況

2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

第4 経理の状況

1 四半期連結財務諸表

四半期レビュー報告書

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

なお、訂正箇所が多数に及ぶことから、上記の訂正事項については、訂正後のみを記載しております。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第79期 第3四半期 連結累計期間	第80期 第3四半期 連結累計期間	第79期
会計期間	自 令和2年4月1日 至 令和2年12月31日	自 令和3年4月1日 至 令和3年12月31日	自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日
売上高 (百万円)	82,634	63,482	115,994
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	251	△1,291	1,750
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する 四半期純損失(△) (百万円)	△778	△1,791	335
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	△246	△1,526	2,170
純資産額 (百万円)	34,493	34,970	36,909
総資産額 (百万円)	82,408	76,567	84,235
1株当たり当期純利益 又は1株当たり四半期純損失(△) (円)	△22.65	△52.13	9.77
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	40.5	44.1	42.4

回次	第79期 第3四半期 連結会計期間	第80期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 令和2年10月1日 至 令和2年12月31日	自 令和3年10月1日 至 令和3年12月31日
1株当たり四半期純損失(△) (円)	△38.09	△1.12

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。
- 2 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、第79期については、潜在株式が存在しないため、第79期第3四半期連結累計期間及び第80期第3四半期連結累計期間については、1株当たり四半期純損失であり潜在株式が存在しないため、記載していない。
- 3 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、当第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結会計期間に係る主要な経営指標については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっている。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はない。また、主要な関係会社に異動はない。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はない。

新型コロナウイルス感染症は、収束の兆しが見え始め、経済活動も回復基調に転じているものの、感染力の高い新種株への置き換わりが世界各地で見られはじめ、国内への影響も懸念されている。今後、感染再拡大した場合には、顧客の事業計画の見直しなどによる設備投資の中止や先送りなど受注環境の悪化による受注高の減少や、工事中断により売上高が減少する可能性、また、感染症対策コストの発生や工期延期による工事損益の悪化の可能性等、今後の業績に影響を及ぼす可能性がある。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものである。

(1) 経営成績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症第5波の収束により景気持ち直しの傾向を強めていたが、オミクロン株の影響による感染者数の再拡大に加え、米国の急速な金融引締め策への転換、中国経済の減速、東欧事情も絡む原油価格の高騰、長引くサプライチェーンの混乱等により、足許は景気下振れリスクが高まっている。

国内建設市場における当連結会計年度の建設投資は、官庁工事、民間工事共に前年度を上回ると予測され、また、建築受注も民間工事を中心に前年度比増加基調で推移しているが、今後の景気減速や資材価格の上昇懸念により、先行き不透明感が増している。

このような状況のなか、当社グループは、技術提案を尚一層強化して、工場倉庫、住宅、医療施設等、引続き幅広い分野での受注に努めるとともに、DXへの取組み強化や、工業化・省力化の更なる推進等により生産性と収益性の向上を図り、国内建設事業は概ね堅調に推移している。一方、海外建設事業は、東南アジア各国におけるロックダウン(都市封鎖)解除後も、活動制限、労務不足、資材価格高騰等、制約要因の解消の動きが緩慢で、依然として厳しい経営環境に置かれているが、電子部品業界や物流倉庫業界等で設備投資再開の動きがあり、受注回復の兆しが見られる。

当第3四半期連結累計期間の経営成績は以下のとおりとなった。

売上高は、前年同四半期に比べ191億51百万円減少し、634億82百万円(前年同四半期比23.2%減)となった。売上高の内容として、前年同四半期に比べ、建設事業は191億12百万円減少し、625億59百万円(前年同四半期比23.4%減)となり、不動産事業他は38百万円減少し、9億23百万円(前年同四半期比4.0%減)となった。

営業損失は、14億15百万円(前年同四半期 営業利益 1億87百万円)となった。経常損失は、12億91百万円(前年同四半期 経常利益 2億51百万円)となった。また、親会社株主に帰属する四半期純損失は、17億91百万円(前年同四半期 親会社株主に帰属する四半期純損失 7億78百万円)となった。なお、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等の適用により、当第3四半期連結累計期間の売上高及び売上原価が、それぞれ5億57百万円増加している。

当第3四半期連結累計期間において、建設事業受注高は、海外建設事業は減少しているが、国内建設事業の受注増加により、グループ全体では前年同四半期に比べて増加している。また、建設事業売上高及び営業利益は、国内建設事業は、前年同四半期に比べて減収減益、海外建設事業も減収減益で、第2四半期に続き営業損失を計上している。海外建設事業は、新型コロナウイルスの影響等による工事損失引当金を計上したことに加え、円安の影響も受けているが、引続き創意工夫により工事損益を向上させるとともに、発注者と追加コストの分担交渉を進め、業績改善に努めていく。

(注) 「第2 事業の状況」における各事項の記載については、消費税等抜きで金額で表示している。

セグメントごとの経営成績は次のとおりである。(セグメント間の内部売上高等を含めて記載している。)

建設事業

日本

当社グループの建設事業の日本における受注高は、546億62百万円(前年同四半期比21.3%増)となった。

売上高は、前年同四半期に比べ131億15百万円減少し、452億19百万円(前年同四半期比22.5%減)となり、売上高の減少などにより、営業利益は、前年同四半期に比べ5億66百万円減少し、12億73百万円(前年同四半期比30.8%減)となった。

東南アジア

当社グループの建設事業の東南アジアにおける受注高は、107億20百万円(前年同四半期比25.4%減)となった。

売上高は、前年同四半期に比べ59億82百万円減少し、173億53百万円(前年同四半期比25.6%減)となった。また、営業損失は、30億96百万円(前年同四半期 営業損失21億71百万円)となった。これは、一部工事において、新型コロナウイルス感染症の影響による労務費や原材料費の高騰、工期延長によるコストの増加などにより、工事損益が大幅に悪化したことなどによるものである。

不動産事業

日本

賃貸事業を中心とする不動産事業の日本における売上高は、前年同四半期に比べ19百万円減少し、8億54百万円(前年同四半期比2.2%減)となり、営業費用の増加などにより、営業利益は、前年同四半期に比べ1億8百万円減少し、3億86百万円(前年同四半期比21.9%減)となった。

東南アジア

不動産事業の東南アジアにおける売上高は、前年同四半期に比べ14百万円減少し、1百万円(前年同四半期比88.5%減)となり、営業利益は、前年同四半期に比べ5百万円減少し、0百万円(前年同四半期比91.6%減)となった。これは、ナカノシンガポール(PTE.)LTD.がシンガポールに所有している不動産について、前連結会計年度において、賃貸等不動産から自社使用への所有目的の変更をしたことによるものである。

その他の事業

その他の事業の売上高は、前年同四半期に比べ3百万円減少し、69百万円(前年同四半期比4.5%減)となり、営業利益は、営業費用の減少などにより、前年同四半期に比べ4百万円増加し、21百万円(前年同四半期比23.5%増)となった。

(2) 財政状態の状況

当第3四半期連結会計期間末の資産の部は、前連結会計年度末に比べ76億68百万円減少し、765億67百万円となった。これは、「現金預金」が57億75百万円及び「未成工事支出金」が10億51百万円並びに建物等の取得により有形固定資産が21億63百万円それぞれ増加したが、「受取手形・完成工事未収入金等」が157億62百万円減少したことなどによるものである。

負債の部は、前連結会計年度末に比べ57億29百万円減少し、415億96百万円となった。これは、「未成工事受入金」が28億38百万円、「工事損失引当金」が11億65百万円及び流動負債の「その他」に含まれる「未払消費税等」が7億79百万円それぞれ増加したが、「支払手形・工事未払金等」が49億32百万円及び「短期借入金」が49億20百万円それぞれ減少したことなどによるものである。

純資産の部は、前連結会計年度末に比べ19億39百万円減少し、349億70百万円となった。これは、「親会社株主に帰属する四半期純損失」17億91百万円の計上などによるものである。

また、自己資本比率については、前連結会計年度末の42.4%から44.1%となった。

当社グループの連結自己資本については、中期経営計画「中計80」の目標達成のために、引き続き、主要施策を確実に遂行していく。

(3) 資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社グループにおける運転資金及び設備投資資金の調達は、自己資金、借入金及び社債によっている。

なお、提出会社は、新社屋を建設するため、重要な資本的支出を行っていたが、新社屋は令和4年1月末に完成し、令和4年2月7日より本社ビルとして稼働している。

(4) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当第3四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はない。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響については、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表注記事項（追加情報）」に記載している。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した対処すべき事業上及び財務上の課題はない。

また、対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更も行っていない。

ただし、前事業年度の有価証券報告書の「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」及び「事業等のリスク」に記載の「感染症に関するリスク」が海外で顕在化し、「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う現場閉鎖、活動制限、労務や資材不足による工期延長、また、資材価格や労務費の高騰による工事損益の悪化」が発生しているため、不可抗力要因による追加コストの分担を発注者及び協力業者と交渉するとともに、資材調達方法や交渉体制の見直し等の対応を講じていく。

(6) 研究開発活動

建設事業

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は76百万円であった。

なお、連結子会社においては、研究開発活動は特段行っていない。

不動産事業及びその他の事業

研究開発活動は特段行っていない。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はない。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	154,792,300
計	154,792,300

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (令和3年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (令和4年2月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	34,498,097	34,498,097	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株である。
計	34,498,097	34,498,097	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はない。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はない。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はない。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
令和3年10月1日～ 令和3年12月31日	—	34,498,097	—	5,061	—	1,400

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はない。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができないので、直前の基準日である令和3年9月30日の株主名簿により記載している。

① 【発行済株式】

令和3年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 130,100	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 34,301,600	343,016	—
単元未満株式	普通株式 66,397	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	34,498,097	—	—
総株主の議決権	—	343,016	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ1,600株(議決権16個)及び50株が含まれている。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式12株が含まれている。

② 【自己株式等】

令和3年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ナカノフード建設	東京都千代田区五番町 4番地7	130,100	—	130,100	0.38
計	—	130,100	—	130,100	0.38

(注) 当社は、令和4年2月7日から、本店所在地を東京都千代田区九段北四丁目2番28号に変更している。

2 【役員の状況】

該当事項はない。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に準拠して作成し、「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)に準じて記載している。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(令和3年10月1日から令和3年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(令和3年4月1日から令和3年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、和泉監査法人による四半期レビューを受けている。

また、金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき、四半期報告書の訂正報告書を提出しているが、訂正後の四半期連結財務諸表について、和泉監査法人による四半期レビューを受けている。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (令和3年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	22,375	28,150
受取手形・完成工事未収入金等	35,895	20,132
未成工事支出金	1,232	2,284
その他の棚卸資産	54	52
その他	3,238	2,065
貸倒引当金	△134	△113
流動資産合計	62,661	52,571
固定資産		
有形固定資産		
建物・構築物（純額）	3,614	4,943
土地	11,525	11,595
その他（純額）	478	457
建設仮勘定	346	1,132
有形固定資産合計	15,965	18,129
無形固定資産		
無形固定資産	1,048	1,094
投資その他の資産		
投資有価証券	3,438	3,403
退職給付に係る資産	753	772
その他	381	609
貸倒引当金	△12	△12
投資その他の資産合計	4,560	4,772
固定資産合計	21,574	23,995
資産合計	84,235	76,567

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (令和3年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形・工事未払金等	30,648	※2 25,715
短期借入金	5,480	560
未払法人税等	805	26
未成工事受入金	5,866	8,704
工事損失引当金	46	1,212
その他の引当金	831	663
その他	1,064	2,295
流動負債合計	44,743	39,178
固定負債		
社債	500	500
長期借入金	410	225
繰延税金負債	644	718
退職給付に係る負債	227	242
その他	800	732
固定負債合計	2,582	2,418
負債合計	47,325	41,596
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,061	5,061
資本剰余金	1,400	1,400
利益剰余金	28,637	26,433
自己株式	△34	△35
株主資本合計	35,064	32,859
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	962	933
為替換算調整勘定	△750	△499
退職給付に係る調整累計額	424	467
その他の包括利益累計額合計	635	900
非支配株主持分	1,210	1,210
純資産合計	36,909	34,970
負債純資産合計	84,235	76,567

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年12月31日)
売上高	82,634	63,482
売上原価	78,205	60,623
売上総利益	4,428	2,859
販売費及び一般管理費	4,241	4,274
営業利益又は営業損失(△)	187	△1,415
営業外収益		
受取利息	100	46
受取配当金	43	44
為替差益	-	43
その他	34	15
営業外収益合計	178	149
営業外費用		
支払利息	43	25
為替差損	69	-
その他	0	0
営業外費用合計	113	26
経常利益又は経常損失(△)	251	△1,291
特別利益		
補助金収入	※1 420	※1 48
その他	4	8
特別利益合計	425	56
特別損失		
新型コロナウイルス感染症による損失	※2 664	※2 100
その他	30	10
特別損失合計	694	110
税金等調整前四半期純損失(△)	△16	△1,345
法人税、住民税及び事業税	652	332
法人税等調整額	162	75
法人税等合計	815	408
四半期純損失(△)	△832	△1,754
非支配株主に帰属する四半期純利益又は非支配株主に帰属する四半期純損失(△)	△54	37
親会社株主に帰属する四半期純損失(△)	△778	△1,791

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年12月31日)
四半期純損失(△)	△832	△1,754
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	226	△28
為替換算調整勘定	322	213
退職給付に係る調整額	37	43
その他の包括利益合計	586	227
四半期包括利益	△246	△1,526
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△223	△1,526
非支配株主に係る四半期包括利益	△22	△0

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はない。

(会計方針の変更等)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしている。これにより、工事契約に関して、従来は、工事の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には、工事進行基準によっていたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更している。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っている。また、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識している。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識している。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用している。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、第1四半期連結会計期間の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していない。この結果、当期首の利益剰余金に与える影響はない。なお、当第3四半期連結累計期間の売上高及び売上原価が、それぞれ5億57百万円増加している。

また、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 令和2年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第3四半期連結累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載していない。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしている。なお、四半期連結財務諸表に与える影響はない。

(会計上の見積りの変更)

退職給付に係る会計処理の数理計算上の差異の費用処理年数について、従来、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数として12年で費用処理していたが、平均残存勤務期間がこれを下回ったため、当第3四半期連結会計期間より11年に変更している。

この変更により、従来費用処理年数によった場合に比べ、当第3四半期連結累計期間の営業損失、経常損失及び税金等調整前四半期純損失は、それぞれ54百万円増加している。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響)

新型コロナウイルス感染症の今後の影響について予測することは困難であるが、会計上の見積り等は、合理的な金額を見積っている。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染が急拡大している中、さらなる拡大や長期化により経営環境が大きく変化した場合には、当連結会計年度以降の当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性がある。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 保証債務

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (令和3年12月31日)
ナカノシンガポール(PTE.)LTD.及びその子会社の受注工事に係る金融機関等の工事履行保証に対する債務保証	2,978百万円	3,138百万円
前金保証	330	—
計	3,308	3,138

※2 四半期連結会計期間末日満期手形等の会計処理については、手形交換日又は決済日をもって決済処理している。

なお、当第3四半期連結会計期間の末日は金融機関の休業日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形等が四半期連結会計期間末日残高に含まれている。

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (令和3年12月31日)
支払手形	一百万円	342百万円
電子記録債務	—	1,919

(四半期連結損益計算書関係)

※1 補助金収入

前第3四半期連結累計期間(自 令和2年4月1日 至 令和2年12月31日)

シンガポール及びマレーシアにおいて、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた企業に対する両国政府の雇用維持支援策等により支給された補助金を計上している。

当第3四半期連結累計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年12月31日)

シンガポール、マレーシア及びタイにおいて、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた企業に対する各国政府の雇用維持支援策等により支給された補助金を計上している。

※2 新型コロナウイルス感染症による損失

前第3四半期連結累計期間(自 令和2年4月1日 至 令和2年12月31日)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、シンガポール及びマレーシア両国政府等の要請を受け、連結子会社ナカノシンガポール(PTE.)LTD.及び連結子会社ナカノコンストラクションSDN. BHD. の作業所及び事務所を閉鎖していたため、閉鎖期間中に発生した固定費及び閉鎖期間中に要した費用を計上している。

当第3四半期連結累計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年12月31日)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マレーシア及びベトナム両国政府等の要請を受け、連結子会社ナカノコンストラクションSDN. BHD. 及び連結子会社ナカノベトナムCO., LTD. の作業所及び事務所を閉鎖していたため、閉鎖期間中に発生した固定費及び閉鎖期間中に要した費用を計上している。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していない。

なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりである。

	前第3四半期連結累計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年12月31日)
減価償却費	338百万円	<u>329百万円</u>

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 令和2年4月1日 至 令和2年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
令和2年6月26日 定時株主総会	普通株式	481	14.00	令和2年3月31日	令和2年6月29日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はない。

当第3四半期連結累計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
令和3年6月29日 定時株主総会	普通株式	412	12.00	令和3年3月31日	令和3年6月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はない。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 令和2年4月1日 至 令和2年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント						その他の事業 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期 連結損益 計算書 計上額
	建設事業			不動産事業						
	日本	東南 アジア	計	日本	東南 アジア	計				
売上高										
外部顧客への売上高	58,335	23,336	81,671	872	16	889	72	82,634	—	82,634
セグメント間の 内部売上高又は振替高	0	—	0	1	—	1	—	1	△1	—
計	58,335	23,336	81,671	873	16	890	72	82,635	△1	82,634
セグメント利益 又は損失(△) (注) 3	1,840	△2,171	△330	494	6	500	17	187	△0	187

(注) 1 「その他の事業」は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、太陽光発電事業及び保険代理業である。

2 セグメント間取引消去によるものである。

3 セグメント利益又は損失の合計額は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整している。

当第3四半期連結累計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント						その他の事業 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期 連結損益 計算書 計上額
	建設事業			不動産事業						
	日本	東南 アジア	計	日本	東南 アジア	計				
売上高										
外部顧客への売上高	45,206	17,353	62,559	852	1	854	69	63,482	—	63,482
セグメント間の 内部売上高又は振替高	13	—	13	2	—	2	—	16	△16	—
計	45,219	17,353	62,573	854	1	856	69	63,499	△16	63,482
セグメント利益 又は損失(△) (注) 3	1,273	△3,096	△1,822	386	0	386	21	△1,414	△0	△1,415

(注) 1 「その他の事業」は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、太陽光発電事業及び保険代理業である。

2 セグメント間取引消去によるものである。

3 セグメント利益又は損失の合計額は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整している。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

会計方針の変更等に記載のとおり、第1四半期連結会計期間の期首から収益認識会計基準等を適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、事業セグメントの利益又は損失の算定方法を同様に変更している。

なお、当該変更により当第3四半期連結累計期間の報告セグメントの建設事業(日本)の売上高が5億57百万円増加しているが、セグメント利益又は損失に与える影響はない。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第3四半期連結累計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年12月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント						その他の事業 (注)	合計
	建設事業			不動産事業				
	日本	東南 アジア	計	日本	東南 アジア	計		
一時点で移転される財	3,612	—	3,612	—	—	—	69	3,682
一定の期間にわたり移転される財	41,593	17,353	58,946	—	—	—	—	58,946
顧客との契約から生じる収益	45,206	17,353	62,559	—	—	—	69	62,628
その他の収益	—	—	—	852	1	854	—	854
外部顧客への売上高	45,206	17,353	62,559	852	1	854	69	63,482

(注) 「その他の事業」は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、太陽光発電事業及び保険代理業である。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前第3四半期連結累計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年12月31日)
1株当たり四半期純損失 (円)	22.65	52.13
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純損失 (百万円)	778	1,791
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純損失 (百万円)	778	1,791
普通株式の期中平均株式数 (千株)	34,369	34,368

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり潜在株式が存在しないため、記載していない。

(重要な後発事象)

該当事項はない。

2 【その他】

該当事項はない。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

令和4年7月11日

株式会社ナカノフドー建設
取締役会 御中

和泉監査法人

東京都新宿区

代表社員
業務執行社員 公認会計士 森 英之 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 松 藤 悠 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ナカノフドー建設の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(令和3年10月1日から令和3年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(令和3年4月1日から令和3年12月31日まで)に係る訂正後の四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ナカノフドー建設及び連結子会社の令和3年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

その他の事項

四半期報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は、四半期連結財務諸表を訂正している。なお、当監査法人は、訂正前の四半期連結財務諸表に対して令和4年2月14日に四半期レビュー報告書を提出しているが、当該訂正に伴い、訂正後の四半期連結財務諸表に対して本四半期レビュー報告書を提出する。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和4年7月11日

【会社名】 株式会社ナカノフドー建設

【英訳名】 NAKANO CORPORATION

【代表者の役職氏名】 取締役社長 竹谷紀之

【最高財務責任者の役職氏名】 ー

【本店の所在の場所】 東京都千代田区九段北四丁目2番28号

【縦覧に供する場所】 株式会社ナカノフドー建設 名古屋支社
(名古屋市中区丸の内三丁目20番3号)
株式会社ナカノフドー建設 大阪支社
(大阪市西区阿波座二丁目4番23号)
株式会社ナカノフドー建設 東関東支店
(千葉市中央区富士見二丁目15番1号)
株式会社ナカノフドー建設 北関東支店
(さいたま市浦和区岸町七丁目9番17号)
株式会社ナカノフドー建設 横浜支店
(横浜市中区相生町六丁目104番地)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社取締役社長竹谷紀之は、当社の第80期第3四半期(自 令和3年10月1日 至 令和3年12月31日)の四半期報告書の訂正報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。